

第4回 世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会

日時：令和5年2月14日（火）午後6時30分～

会場：教育会館 ぎんが

次 第

1 開 会

2 会議録の確認

3 事務局から

世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討について

4 部活動地域移行のあり方検討（目指すべき地域移行の方向性）

（1）「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」について 資料1

（2）理念やキャッチフレーズについて 資料2

5 地域移行に伴う諸課題について

資料3－1～3

参考資料

6 その他

（1）次回以降の日程について

（2）その他

7 閉 会

※次回以降開催予定

第5回 日時：令和5年3月30日（木）午後6時30分～（予定）

会場：教育会館 ぎんが

■配付資料

【資料1】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」

【資料2】理念やキャッチフレーズの参考イメージ

【資料3-1】地域移行に伴う諸課題について 主な項目

【資料3-2】地域移行に伴う諸課題について 参考資料

【資料3-3】第3回検討委員会における委員からの意見等（抜粋）

【参考資料】区立中学校部活動地域移行に係る令和5年度トライアル事業等の取組みについて（令和5年2月6日文教常任委員会資料）

■基礎資料（机上ファイル）

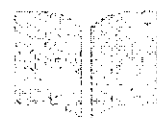
- ・参考資料1 運動部活動の地域移行の関する検討会議 提言（スポーツ庁）
- ・参考資料2 文化部活動の地域移行の関する検討会議 提言（文化庁）
- ・参考資料3 「未来のブカツ」ビジョン（経済産業省）
- ・参考資料4 世田谷区立中学校における部活動の方針
- ・参考資料5 部活動支援員の手引き
- ・参考資料6 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

公立学校の教師等が 地域クラブ活動に従事する場合の 兼職兼業について

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課
スポーツ庁 地域スポーツ課
文化庁 参事官（芸術文化担当） 付

目次

※各見出しをクリックすると該当ページに移動します



主な対象をこの欄に示します

○はじめに.....	2	
○教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）.....	3	
○教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）.....	4	
○地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態		
①自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合.....	5	
②多様な組織・団体等が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合.....	6	
③ボランティアとして指導する場合.....	7	
○大会運営への従事を希望する教師等の兼職兼業の形態.....	8	
○運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）.....	9	
○サービス監督教育委員会における留意事項等		
①兼職兼業を希望しない教師等／兼職兼業の許可時の留意する観点.....	10	
②労働基準法制や勤務時間管理、健康管理等.....	11	
③教師等の品位の維持・信頼の確保等／保護者や地域住民への説明責任.....	12	
④勤務形態に応じた労働関係法令の適用.....	13	
○地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項		
①事故が発生した際の責任・対応.....	14	
②兼職兼行事の指示監督の主体.....	15	
③時間外労働・割増賃金.....	16	
○平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項.....	17	
○Q&A.....	18	
(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文.....	19	
(参考) 関係法令・通知等リンク先①～③.....	20～22	

これまでも教師等は、許可を得て兼職兼業を行うことはでき、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等についてまとめています。

この資料では、「地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う」（令和4年12月「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁）こと等に資するよう、**教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例を説明**します。

服務監督教育委員会や校長等の管理職、教師等の皆様におかれては、ぜひご参照ください。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ① 当該教師等が希望する場合であって、
 - ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③ サービスを監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。 ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要（Q&A参照）。

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督教育委員会内の教職員のサービスを監督する部署は、必要な関係規程*・運用の見直しを行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要です。

※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

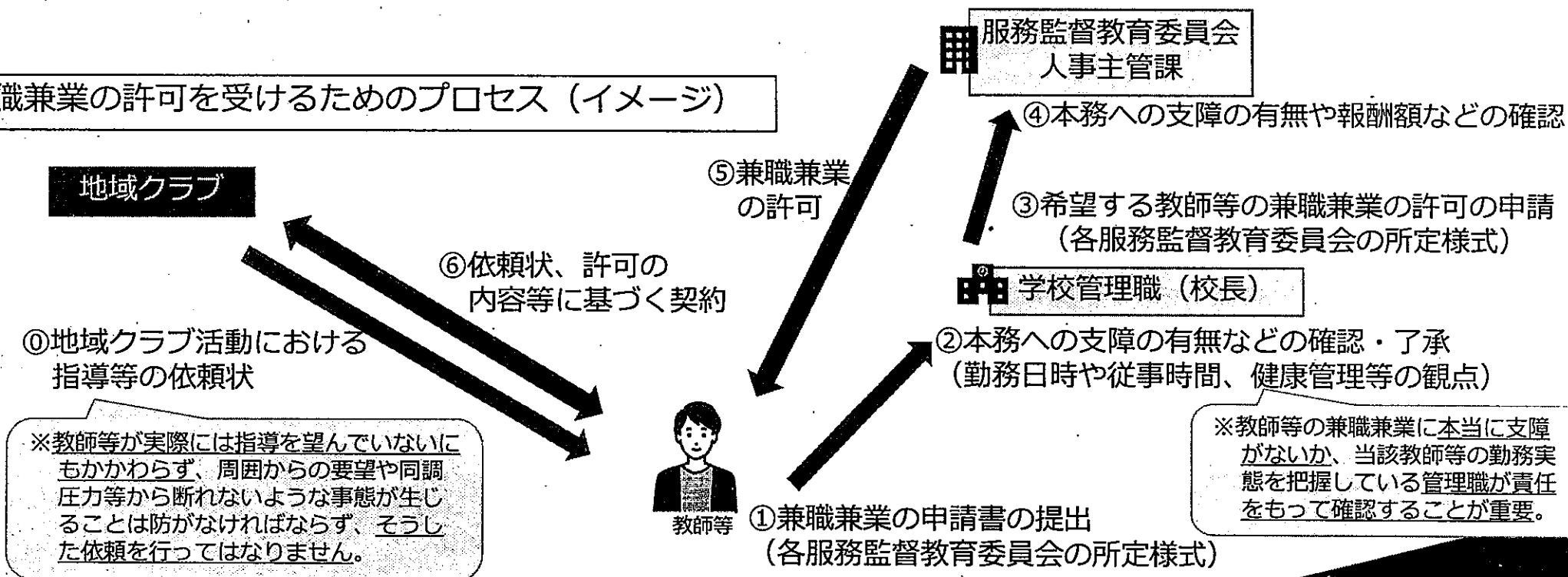
また、服務監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要があります。

- 兼職兼業を行う教師等の服務監督を行う教育委員会や校長以外だけでなく、兼職兼業を行う教師等においても、指揮命令権や労働時間の明確な区別等、兼職兼業を行う上での留意事項をまとめているので、ご確認ください。

教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要です。
- 一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等への相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。
- これにより、兼職兼業先の業務について、報酬を受けて従事することが可能になります。一方で、兼職兼業時の業務の管理監督者は、普段の教師等としての管理監督者（校長）と異なることや、勤務時間については、教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要もあり、この点についても留意が必要です。

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



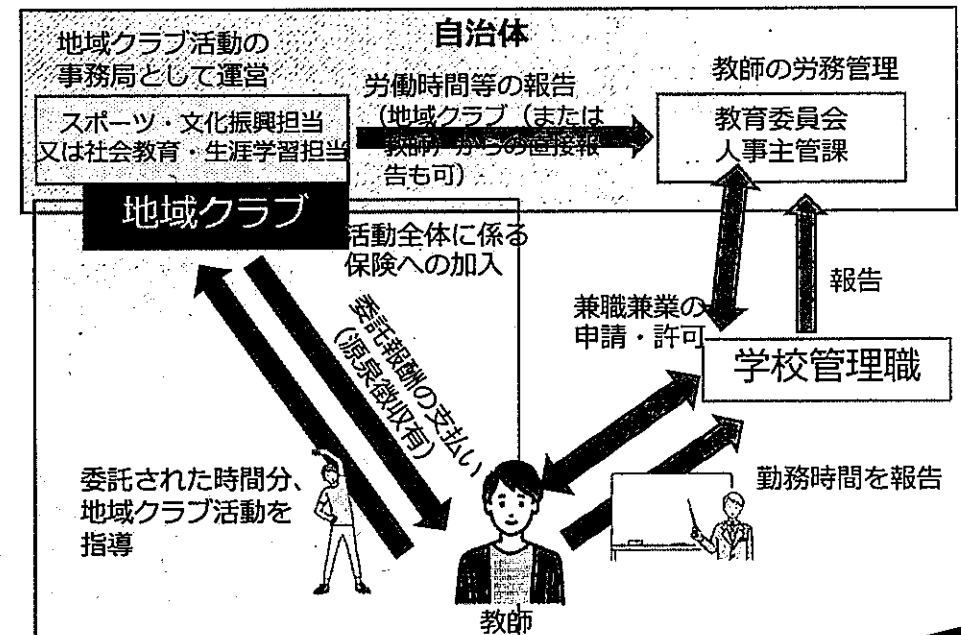
地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態①

～自治体が運営団体となる地域クラブ活動において指導する場合～

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、市町村等の自治体又は自治体が設立した任意団体から、**委託（委嘱）される**こととなります。
- ・手続としては、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要**です。
- ・このため、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

自治体が運営主体となるクラブにおいて委託を受けて指導する例

- ・教育委員会の一部署が事務局となり、地域クラブを運営。教師に対しては、委託（委嘱）を行う。
- ・地域クラブでの活動に際して、教育委員会にて委託報酬（謝金）を支払う。（※委託報酬（謝金）は自治体の規定に基づく金額。）
- ・業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師の健康管理の観点から、人事主管課にて労働時間を一元的に管理。
- ・複数の中学校の生徒を対象とした活動において、高等学校の教師に中学生の指導をしてもらうなど、地域内での横・縦の連携が促された。



地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態②

～多様な組織・団体等※が運営・実施する地域クラブ活動において指導する場合～

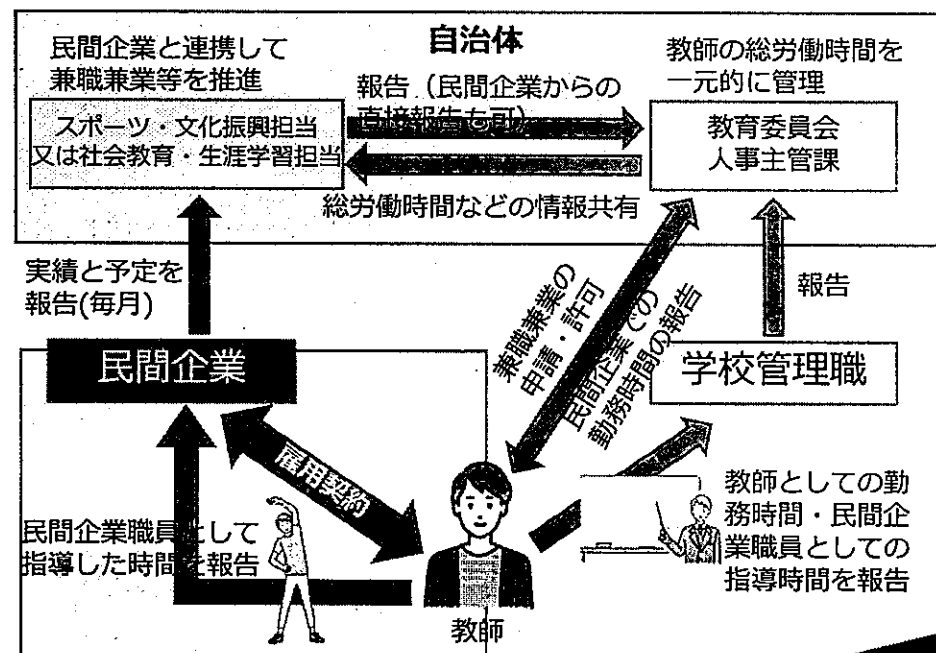
※総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、同窓会等

- 地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、民間の運営団体と、**雇用契約又は業務委託契約を結ぶ**こととなります。
- 手続として、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求める事が必要**となります。
- 活動中の事故等の責任は一義的には民間の運営団体が負うこととなります。ただし、業務委託で行う場合、個人に責任が帰される場合がありますので、業務委託で行う場合は事前に業務委託契約の内容確認や民間の運営団体に確認を行ってください。
- このため、事故等に備えた保険に団体が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。また、業務委託の場合は、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

※教師等が実施主体となる団体（教室）等を設立する場合も、兼職兼業の手続きとしては同様。

民間企業から雇用されて指導する例

- 休日の部活動指導をそのまま民間企業が実施する休日の地域クラブ活動とすることから開始。
⇒従来の休日の部活動指導時間分に対し、民間企業から時間外労働としての割増された賃金が支給。
⇒また、平日と継続して同一の教師が指導することで、生徒の混乱を防止。
- 地域移行及び兼職兼業に係る説明会を民間企業を中心に実施し、それに基づき兼職兼業の申請をしてもらうことで、指導の継続を希望する教師の兼職兼業を促進。



地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態③

○ボランティアとして指導する場合

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可は不要です。（一般に、上司である校長等への事前相談等についても、必ずしも要しません。）
- ・ただし、ボランティアであったとしても、労務の対価として謝礼があるもの（有償ボランティア）については、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可が必要になりますので、まずは上司である校長等へ事前相談等を行ってください。
- ・活動中の事故等の責任は一義的には運営主体が負うこととなりますが、ボランティア（無償・有償に限らず）であったとしても、注意義務等が問われることがありますのでご注意ください。
- ・事故等に備えて、個人として保険に加入しておくことが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

大会運営への従事を希望する教師等の兼職兼業の形態

○大会のスタッフとして大会運営に参画する場合

- ・これまで、大会運営に従事する際に、教師等の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にあることもありましたが、教師等の労務管理や服務監督の観点からその身分等について明確にすることが重要です。
- ・大会のスタッフとして大会運営への参画を希望する教師等は、大会の主催者から、**大会主催者のスタッフとなることを委嘱**され、大会主催者の一員として大会に従事することとなります。
- ・大会主催者が官民であるかにかかわらず、委嘱報酬を得て従事することになるので、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可が必要**になります。
このため、**手続としては、一般に、大会主催者からの依頼状を基に教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要**になります。
- ・また、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて、**職務専念義務の免除の承認手続きが必要**となりますので、同様に、上司への相談等を経て服務監督委員会に承認を求めてください。
- ・活動中の事故等の責任は一義的には大会主催者が負うこととなりますが、大会スタッフとして責任等が問われることがありますので大会主催者にご確認ください。
- ・このため、事故等に備えた保険に大会主催者が加入しているか確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）

運営主体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)				その他
	自治体	雇用	業務委託・請負 (※1)	有償ボランティア (※3)	
勤務形態	委託(委嘱) (※1)	雇用	業務委託・請負 (※1)	有償ボランティア (※3)	無償ボランティア
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体(企業等)	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)
賠償責任	教師等本人	運営主体(企業等)	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金(委託報酬※2)	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

服務監督教育委員会における留意事項等①

○ 兼職兼業を希望しない教師等への依頼の禁止について

- ・ 地域団体等は、教師等が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることは防がなければならず、そうした依頼を行ってはなりません。
- ・ 服務監督教育委員会及び校長等は、周囲による黙示的な圧力により、教師等が無理に希望させられることがないよう、本人の意思等をよく確認する必要があります。

○ 教師等から兼職兼業の許可の申請があった場合は、服務監督教育委員会は、関係法令に基づき、学校運営に支障がないか、保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであるか、学校や教師の信用を失墜させることはないか、といったことに十分留意して判断することが重要です。

この際、例えば、地域団体の活動に従事する予定であった時間において教師等としての勤務が急遽必要となった場合には教師等としての勤務に当たれるようにしておくなど、あらかじめ、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等を行うことが望ましいです。

なお、地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要です。

○ 地域クラブ活動での指導を希望する教師等の方は、判断に迷うことがあれば上司である校長等や服務監督教育委員会（教職員の服務を監督する部署）に事前によくご相談ください。

服務監督教育委員会における留意事項等②

- **労働基準関係法令や勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点から、次の事項に留意が必要です。**
 - ・ 教師等が地域団体に雇用される形で兼職兼業を希望する場合には、教師等の心身の健康を確保するため、以下のような対応を行うことが求められます。
 - 学校における「労働時間」*1と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととする（「時間外在校等時間」*2も含めて通算された時間について確認・判断することが望ましい）が、運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内*2となることが望ましい。
 - なお、上記はあくまで上限を示しているものであり、**上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。**
 - ・ このため、服務監督教育委員会（及び学校）ではあらかじめ、
 - ① 地域団体の事業内容、
 - ② 地域団体における当該教師等の雇用形態・期間や業務内容、
 - ③ 労働時間通算の対象となるか否か 等
 について確認するとともに、
 - ④ 兼職兼業の許可後も、定期的に当該教師等の労働時間・在校等時間について確認することが考えられます。
 - ・ **服務監督教育委員会は、実施主体が異なるために教師等の業務等の実態に関知しない、という対応をとるのではなく、地域団体における業務内容や当該教師等の労働時間等についてしっかりと把握し、事前及び兼職兼業期間中において適切な管理を行い、通算した時間が長時間にわたることがないように、当該教師等の心身の健康の管理を行うことが必要です。**
 - このため、教師等のみならず、地域団体や学校とも連携を図ることが必要です。

※1 教師としての所定労働時間といわゆる「超勤4項目」の業務を時間外業務として命じられて当該業務に従事した時間の合計。

※2 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定。

服務監督教育委員会における留意事項等③

○ 教師等の品位の維持・信頼の確保等について

- ・服務監督教育委員会は、兼職兼業の許可に当たっては、職務の公正の確保を害したり、職務に対する集中力が欠けたり、職員の品位をおとしめたりするおそれがないか、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与えないものであるかどうかについても留意する必要があります。

(例えば、地域クラブ活動に注力しすぎて本務である教師等としての職務がおろそかになることや、団体等から社会通念上適当とはいえない高額な給与等をもたらすこと、団体等に学校の生徒等を勧誘して見返りにリベート等をもたらすなど利益相反行為に当たるようなことなど、公務員としての職務の公正さに疑念を抱かれるようなことはあってはなりません。)

- ・また、兼職兼業の許可を出した後も、運営団体や校長等とも連携し、服務監督上問題が生じていないか等について適切な把握などが求められます。

○ 保護者や地域住民への説明責任について

- ・服務監督教育委員会等は、地域の実情を踏まえた学校部活動の地域連携・地域移行について、取組の背景や方針、具体的内容等について、保護者や地域住民にわかりやすく周知する必要があります。

- ・また、子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備のため、新たな地域クラブ活動における生徒への指導等に教師の参画・協力も必要であることや、教師等が兼職兼業により指導等を行う場合でも本務に支障がないことについて丁寧に説明し、理解と協力を得られるよう取り組む必要があります。

服務監督教育委員会における留意事項等④

○ 勤務形態の実態に応じた労働基準関係法令の適用について

- ・ 兼職兼業先において、業務委託等の契約で指導等をする場合であっても、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、**「労働者」に当たるか否か**（自らが個人事業主ではなく、被雇用者と見なされるかどうか）が判断され、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働基準関係法令が適用されます。
- ・ 労働基準法第9条では、「「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいう。」と規定しています。
労働基準法の「労働者」に当たるか否かは、この規定に基づき、下記に示す基準により判断されます。

労働基準法における労働者性の判断基準

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

- ① 「指揮監督下の労働」であること
 - a. 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - b. 業務遂行上の指揮監督の有無
 - c. 拘束性の有無
 - d. 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）

② 「報酬の労務対償性」があること

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- ① 事業者性の有無
 - a. 機械、器具の負担関係
 - b. 報酬の額
- ② 専属性の程度

※労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）で示された判断基準に基づく。

(参考)

- ・ 副業・兼業の促進に関するガイドライン（厚生労働省）
- ・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）

地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項①

学校

教師等



○ 事故が発生した際の責任・対応について

- ・事故が発生した場合の責任主体は、学校ではなく、**地域団体や大会の主催者が責任を負うこと**になります。（業務委託等の場合は、委託等を受けた教師等が個人として責任を負います。）
- ・**地域団体に雇用された教師等にも責任がある場合には**、当該教師等のサービスの取扱いや処分の検討、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に**地域団体との雇用関係において対応がなされる**ものです。
（なお、教師等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。）
- ・**教師等本人に事故があった場合には**、損害賠償等の民事上の責任等については、基本的に**地域団体との雇用関係において対応がなされる**ものです。
- ・地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済金給付制度」は利用できません。
そのため、当該団体等において一括した保険に加入しているか、対象者や補償範囲等を確認し、必要に応じて教師等本人、生徒各自での加入についても検討することが重要です。

○ 兼職兼業時の指揮監督の主体について

- ・地域団体や大会スタッフとして兼職兼業をしている際は、**指揮命令権者は校長ではなく当該団体等**にあり、その際の身分は学校の教師等ではなく、当該団体等の一員となり、**当該団体等の指揮監督に従う必要**があります。
- ・また、指導等を行う際の責任の観点から、次の事項に留意する必要があります。
 - 勤務先の学校の生徒を対象に指導等を行っていても、**その際の身分は兼職兼業先の雇用者等**であって、教師等としての立場で行うものではないこと。
 - 委託等による場合**など教師等が自ら業を行う場合は、他からの指揮命令等は受けず、**当該契約の範囲内において、自らの責任により運営・実施する必要**があること。その場合も、教師等としての立場で行うものではないこと。
 - 教師等自身及び生徒の保険についても確認し、必要に応じて保険の案内や加入の検討、管理業務を行うなどの対応を行うこと。
- ・**上記の事故等が発生した場合などに留意**するためにも、**教師等としての指導と、団体の職員等としての指導**については、**明確に区別する必要**があります。

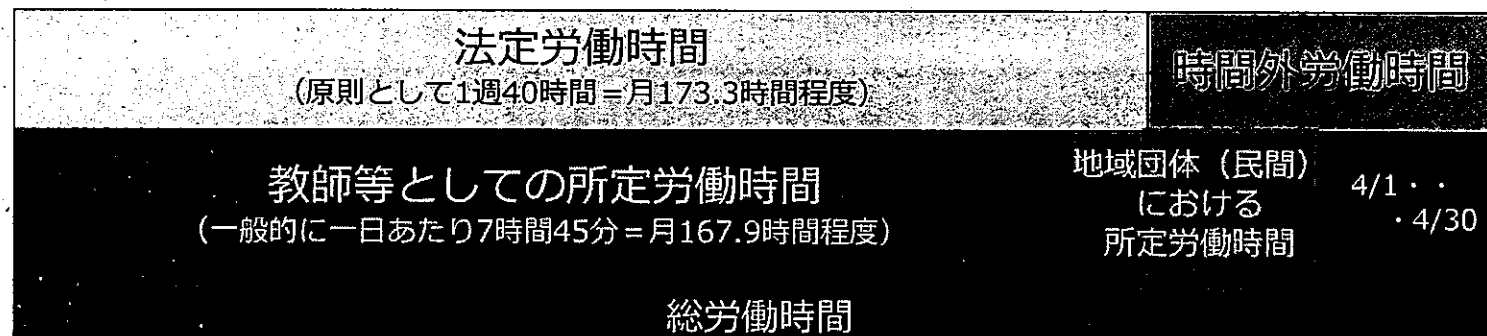
民間の地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項③

○時間外労働・割増賃金について

- ・ 兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と民間の地域団体における所定の労働時間とを 通算した労働時間が労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を超える場合は、この **超過部分が時間外労働（①）** となります。
- ・ 兼職兼業の開始以降において、学校における所定外労働時間（いわゆる超勤4項目に基づく職務命令による時間外勤務）と民間の地域団体における所定外労働時間とを当該所定外労働が行われる日ごとに順に通算して、 地域団体における労働時間について法定労働時間（同上）を超える部分がある場合には、この **超える部分も時間外労働（②）** となります。
- ・ この時間外労働（①②）については、当該時間外労働を行わせる民間の地域団体と従事する者との間において、労働基準法第36条に基づくいわゆる36協定の定めるところによって行い、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき **割増賃金**（総労働時間における時間外勤務時間が月60時間までの場合は基本給の1.25倍以上、月60時間を超えた場合は1.5倍以上） **を支払う必要** があります。

（参考）副業・兼業の促進に関するガイドライン（厚生労働省）

労働時間の通算の考え方（イメージ）



■ 地域団体における所定外労働時間
 (②)

①
 ②
 割増賃金が支払われる時間

平日に地域クラブ活動において指導等をする場合の留意事項

○平日の兼職兼業時に留意する観点について

- ・平日に、地域団体において兼職兼業の許可を受けて指導等に当たることも可能であるものの、当該団体の活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には当該学校の教師等の職務として行われるものと整理されることがあります。当該団体の活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が実質的に学校の業務と区別されているか、個別具体の活動ごとに整理することが必要です。
- ・地方公務員法第38条に基づく兼職兼業の場合で、教師等としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要です。（同一自治体内の兼職の場合は、兼職兼業の許可や職務専念義務の免除は不要と考えられますが、上司である校長等に相談・了承等いただくことが重要です。）

○教師等としての業務の優先について

- ・児童生徒の学びの保障などの学校や教師等の本務に支障がないことが優先されるべきであり、また、教師等としての公務への信頼の確保のためにも、地域団体の活動に従事する予定であった時間に教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、教師等としての勤務に当たれるようにしておくことが重要です。
- ・予め、学校の業務と地域団体の業務の関係について地域団体における雇用契約等の際に整理しておくよう、兼職兼業を希望する教師等に周知等をすることが望ましいです。

○勤務上の身分の明確な区別について

- ・教師等としての指導と、団体の職員等としての指導については、事故等が発生した場合などの責任の観点からも、明確に区別する必要があります。
- ・特に平日に地域団体の業務等に従事する場合、その後再び教師等としての勤務を行うことは、労務管理上や勤務が長時間化することから望ましくありません。



非常勤講師でも、兼職兼業の許可は必要ですか？

フルタイム勤務の非常勤講師の場合は、常勤職員と同様に許可が必要ですが、パートタイムの会計年度任用職員の場合は許可は不要です（当然ながら非常勤講師として勤務している時間に重ならないなど、非常勤講師としての本務に支障が出ないようにするための事前相談や調整は必要です）。



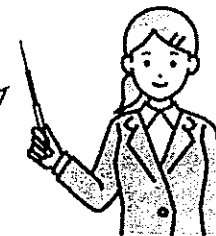
地域に人材がないため、教師である自分がやらざるを得ません。

教師が、地域クラブ活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはなりません。もし強要されるようなことがあれば、サービス監督教育委員会に相談しましょう。



学校で行う活動の場合は、兼職兼業とはみなされないのでしょうか？

指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象ではありません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域団体の指導者として、地域団体の監督下で行う場合等は、兼職兼業の対象となります。



地域団体と雇用契約を結んだ際は、労働基準法が適用されるということでしょうか？

そのとおりです。時間外労働に対しては割増賃金が支払われるなど、労働基準法に則った労務管理が求められます。もし不当な扱いがあった場合は、所轄の労働基準監督署やサービス監督教育委員会に相談ください。



(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条により、県費負担教職員に対して適用する場合には、「任命権者」は「市町村教育委員会」と読み替えられる。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(参考) 関係法令・通知等リンク先①

【法令】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>)



○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000001_20220617_504AC0000000068)



○労働基準法（昭和22年法律第49号）

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049>)



○公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
（令和2年文部科学省告示第1号）

(https://www.mext.go.jp/content/20220929-mxt_syoto01-100002245_01.pdf)



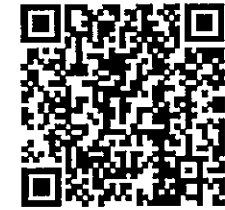
(参考) 関係法令・通知等リンク先②

【通知・ガイドライン】

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について

(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知)

(https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf)



○副業・兼業の促進に関するガイドライン (厚生労働省)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>)



○フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)



(参考) 関係法令・通知等リンク先③

【提言・ガイドライン】

○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

(令和4年6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議)

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm)



○文化部活動の地域移行に関する検討会議提言

(令和4年8月9日、文化部活動の地域移行に関する検討会議)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html)



○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

(令和4年12月、スポーツ庁、文化庁)

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)



第3回検討委員会におけるご発言を一部抜粋いたしました。

- 生徒ファースト、子どもたちファースト、子どもたちセンターの考えで地域移行について検討をする。
- 新しい部活動になるという期待感。
- 子どもたちが部活動を居心地のいい場だと感じる、その場にまた行きたいと思える場をすぐくつくりたい。
- 心理的安全性をもって、活動に参加することができる。
- 指導者が替わっても、一貫した指導を受けることができる環境の用意。
- 子どもたちそれぞれ求める環境が違うため、本人が選べるよりよい環境の整備。
- 子どもたちの活動場所が確保されていること。

(裏面に続く)

理念やキャッチフレーズについて【参考】

- 地域移行によって、移動時間で活動時間が減ってしまうのは困る。子どもたちが望むような形で活動時間が確保されていること。
- 「先生にやってもらったほうがよかった」という意見がでてしまう可能性がある。地域移行をしても、指導者の質が保証されていること。
- 子どもたちにとって、やりたいことができる、いつもできる、それが安心につながる。

1 指導者

(1) 指導者の質の確保

(2) 指導におけるハラスメント等の対策

(3) 指導者の量の確保

(4) 教員等の兼職兼業

2 会費・経費の負担

3 保険の加入

4 学校との連携等

(裏面につづく)

5 大会運営

(1) 大会等への参加の引率

(2) 大会への参加

(3) 大会への従事

6 安全、責任の所在

7 多様な部活動の考え方

地域移行に伴う諸課題について（参考資料）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）から抜粋し、区の対応として考えられるものをまとめたものである。

1 指導者**（1）指導者の質の確保****【地域スポーツクラブ活動】**

ア 区は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

【地域文化クラブ活動】

ア 区は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

【適切な指導の実施】

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。都道府県及び市区町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知

識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導手引を活用して、指導を行う。

(2) 指導におけるハラスメント等の対策

スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。都道府県や市区町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、都道府県や市区町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。

(3) 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 都は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。区が人材バンクを整備する場合は、都との連携にも留意する。

ウ 区及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

区では、確実な指導者の確保のため、部活動支援員の報償費の増額に努めることが考えられる。また、支援員制度の広報を充実するとともに、運動部活動に限らず、文化系部活動の指導者を募り、指導者の対応する種目の充実を図る。

さらに、大学生による支援員登録者の充実を図るため、区内大学及び区外関連大学に定期的に働きかけを行い、また、最新の募集状況を公開し、恒常的な

募集を行っていく。

(4) 教員等の兼職兼業

- ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。
- ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

なお、令和5年1月30日付 文部科学省及びスポーツ庁、文化庁発出の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を参照し、対応を図るものとする。

2 会費・経費の負担

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 区は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- ウ 区は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設等も考えられる。

なお、区は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、「スポーツ団体がバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うよう、仕組みを作り、指導を行っていく必要がある。

3 保険の加入

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
- イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

4 学校との連携等

- ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。
学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。
- ウ 区は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5 大会運営

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。

中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者へは、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、見直しが求められている。

(参考)

既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。あわせて、都道府県中学校体育連盟（以下「都道府県中体連」という。）及びその域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行う。

区は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う必要がある。

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

- ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。
- イ 区において、部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう見直す。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会への参加

校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、都道府県中体連及びその域内の中体連並びに学校の設置者が定める生徒の安全や、適性を踏まえた目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(3) 大会への従事

ア 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

イ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

6 安全、責任の所在

ア 区は、部活動時に事故が起きた時の、責任の分岐点を整理し、可能な限り、明確に整理する。

イ 区は、合同部活等の移動において、どのような移動手段が可能となるか、特に自転車の利用が可能かどうか、議論を行う。また、移動に都内発生する交通費等の経費について、考え方を明らかにする。

7 多様な部活動の考え方

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかか

わらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

区は、地域クラブ活動として、多様な内容を用意、周知するとともに、「生徒の居場所」としての観点から、さまざまな場所での活動や、いわゆる「ゆる部活」など、自由な形態での活動を意識して検討を行っていくのが望ましい。

第3回検討委員会における委員からの意見等（抜粋）

- （提案）地域クラブ活動へ移行する際になぜ行うのか。柱となるのは何か。
「キャッチフレーズ」を挙げてみてはどうか。

【例示】

- ・部活動の地域クラブ活動への移行を通じて、子どもたちのよりよい環境づくりをめざします。
- ・誰もが安心できるような環境をより整備します。
- ・もっともっと選択肢を増やします。

○国のガイドライン

- ・部活動を地域に移行するという考え方から、部活動を地域クラブ活動に移行するという考え方を国として示した。

・部活動という言葉には、様々な思い、歴史と伝統という考え方がある。それをそのまま地域に移行するという考え方から、新たな価値をつくるために、部活動を地域クラブ活動に移行するというコンセプトで移行を進めていく考え方が示されたものと思われる。

・11月時点での国の指針案としては、2025年度末に地域移行の達成目標を示していたが、そこは見直し、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すという、いわば急いでやりなさいというところが、できるところは早くやりなさいと、でも、無理してまで早くはやらなくてもいいと変わってきている。世田谷区教育委員会としての考えないしは進め方が変わっていく部分はあるのか。

（・教育委員会では少し緩やかにいろんなことをしっかり検討しながら進めていくという考え方が必要だという認識はある。ただ、やはり検討委員会のほうでもしっかり議論をしていった上で、部活動の数も世田谷区は非常に多く、検討することにも時間がとてもかかるので、今のところでは同じような考え方で進めていく。ただ、来年度とか再来年度とかで具体的に何をやっていくのかというところでは、急ぎ過ぎないでというところはあると考えている。）

○地域資源を活用した地域クラブ活動等のパターン

・生徒からすると、月から金は部活、土日は地域クラブ活動という形で認識をして、全く別のものだと考えていくのか。そうすると、月から金まではサッカー部に入っていて、土日はバスケの地域クラブに入ることもできる。そうなってくると、いろんな齟齬とか連携の難しさ、大会に出るとかという難しさがある。既存のものとの位置関

係を生徒に説明するときはどうすればいいのだろうか。

・大事なのは、これしかないというよりは、選択肢を用意できるかどうかということだと思う。これは地域によっても差が出てくるのは致し方ない。地域資源も均等に配置されているわけではなくて、それが密にあるところの子はすごくありがたいことに選択肢がいっぱいある。

○地域移行に伴う諸課題

・新しいところへ入っていくということへの不安と期待と、もしかしたら特に不安が大きいのかなと思う。新しいことをやるということは期待もあるけれども、大半の子たちはどうなるのかなという不安もあると思うので、どういうふうに中学生を説得できるのかなというところを考えたときに、世田谷区にとっての部活動、あるいは地域クラブは一体何なのか、あるいは地域に移行するって、そもそも何なのか、スポーツ庁、文化庁がそうやったから私たちは従っているのだったら、それはただの言いなりみたいな形になってしまうと思う。私たちは何を言葉として、メッセージとして発せられるか。

・子どもたちが居心地いいと感じる、その場にまた行きたいと思えるというような場をつくりたいと思う。

・心理的安全性を守れる居場所、自分がここにいていい、世田谷における部活、世田谷における地域クラブは、子どもにとっての居場所だということ。まず一つ、安全で参加していい、役割と出番があるじゃないけれども、それはいろんな、不登校の子もいるかもしれないし、心理的にちょっとまいていっている子もいるかもしれないし、伸びたい子もいるし、夢を実現したい子もいる。そういうふうな居場所があること。そして、もう一つは、本人が選べるよりよい環境だということだと思う。そのような環境が整備されるべき。居場所とよりよい環境、そして本人が選べる、そんなようなところが能力の差とか、モチベーションの差とかがある中で、そういう場を、何とかパターンを使いながら用意していきましょうという、それが今回の地域移行かなと思っていて、それが子どもへのある種の説明になるし、保護者への説明にもなる。

・中学生から何で地域移行するのですか、今のままの部活動で私たちは満足している、何でそれを壊してまで地域移行するのですかと、素朴な疑問を我々に投げかけられたときに何と答えたらいいか。いや、これはスポーツ庁が出しているから大人の都合で変えるというのでは、多分推進力を持って動かないと思うので、子どもファースト、生徒ファーストで、もっともっと活動をよくするためにこれを大人としてやらなくてはいけないということがこの委員会として発信できれば、もっともっとすばらしくな

ってくると感じている。移行する中で問題となってくるのは、今ある部活動よりも選択肢がむしろ狭まることや、よく指摘されているのは、ハラスメントの問題、指導者の質の問題ということが難しくなってくる。

- ・幾つか非常に重要な論点が出たので、今後の課題になるかと思うが、指導者の確保と質の問題という問題と、財源、報酬、費用、ここら辺を誰がどういうふうに工面していくのかというところも大きな課題になる。

- ・子どもたちにとっては、やりたいことがずっとやれるという、そのことのほうが安心につながると思う。いつもできるとか、部活に入る子どもが少なくなったら部活が成立しなくなって廃部になってしまうということもあるわけだから、そういうことをなくすために地域に移行していこうということなので、マイナスのものがなくなっていくように考えているのだから大丈夫、いつも自分たちのやりたいことにトライできるというようなメッセージが大事なのかなと思う。

令和5年2月6日
教育委員会事務局

区立中学校部活動地域移行に係る令和5年度トライアル事業等の取組みについて

1 主旨

区では、昨年10月に世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会を設置し、地域の多様な主体による持続可能性ある活動を構築し、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備するための、区立中学校部活動の地域移行のあり方について検討しているところである。

検討委員会では、地域移行にあたっては、多様な実施主体の選択肢があること、実施主体によって様々な課題が生じる可能性があることなどから、トライアル事業の実施及び検証が必要であるとの議論があった。

また、令和4年12月には、スポーツ庁・文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、部活動の地域移行に向け、新たな地域クラブ活動のあり方や、そのための取組みの進め方について、国の考え方が示された。

これらのことから、区では、今後の検討に向けた具体的な事例や課題の把握等を目的に、令和5年度の取組みとして、トライアル事業を実施する。

トライアル事業の検証を踏まえ、区立中学校との連携を図りつつ課題を抽出するとともに、対象となる生徒・保護者の意見も取り入れながら、今後の部活動の地域移行のあり方について、様々な側面からさらなる検討を行い、段階的に移行を図っていく。

2 世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会について

(1) 検討の目的

中学校部活動は、生徒が自主的・主体的に参加し、スポーツや文化活動等を行うことで様々な教育的意義がある。一方で、今後の生徒数減少の加速化や教員の働き方改革の観点から、地域の多様な主体による持続可能性ある活動を構築し、将来にわたり子どもたちが、それぞれのレベルに沿って、スポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備する必要があることから、世田谷区の中学校部活動の地域移行のあり方について、検討を行っている。

検討では、各学校での部活動のあり方、複数校での部活動の実施、指導者の質や量の確保などについて中学校部活動の方向性をまとめる。

(2) 検討日程

令和4年10月～令和5年3月(全5回)

検討委員会の進捗状況

	日程	検討内容
第1回	令和4年 10月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会について(検討の進め方) ・制度理解について(提言の概要) ・世田谷区の部活動の現状について ・地域移行のあり方について(他自治体の取組事例、区の地域資源)
検討部会	11月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生による意見交換(8名) ・高校生・大学生による意見交換(6名) (委員長、副委員長、教育長と意見交換を行った。)
第2回	12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生、大学生委員代表による意見の報告 ・部活動地域移行の検討の方向性について ・地域資源を活用したトライアル事業について
第3回	令和5年 1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行のあり方検討(目指すべき地域移行の方向性) ・地域移行に伴う諸課題について
第4回 (予定)	2月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(素案)の検討 ・部活動地域移行の方向性について ・現状と課題の整理
第5回 (予定)	3月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の検討 ・部活動地域移行の方向性について ・現状と課題の整理 ・検討のまとめ

(3) 中学生等との意見交換(検討部会)における主な意見等

部活動において楽しさや充実感等を感じる時

達成感を得られたとき、仲間・ライバルとの交流、マナーや礼儀の習得、等。

部活動において大変さや課題を感じる時

顧問に競技に関する専門知識がない、大会の当日、顧問・外部コーチに相談できない(試合の審判担当等、大会運営に関わらなければならないため)、人間関係(部内がまとまらない、合同チーム内のまとめ、下級生とのコミュニケーション)等。

部活動の地域移行について

【期待できること】

レベルの高い指導を受けられる。

違う中学の人との練習は刺激がある。

【懸念されること】

顧問が熱心に教えてくれるので、指導者が他の人になるとしたら残念に思う。

顧問の先生ならば、学校行事やテストなどに気を使ってくれる。

違う中学の人との練習は刺激があるが、意見の違いが出てくるのではないかと心配に思う。

移動には負担が伴う(時間、交通費、楽器等用具の運搬等)。

(4) アンケートの実施

中学1年生、2年生、小学6年生及び教員へアンケートを実施し、検討委員会へ報告する。(実施時期：令和5年2月)

(5) 検討委員会における主な意見等

- ・世田谷区は総合型地域スポーツ・文化クラブ、財団、地域団体、大学、スポーツクラブ等の地域資源が豊富である。
- ・これらの豊富な資源を活用し、多様な手法を以って、地域移行を進めていくことが望ましい。

(6) 令和5年4月以降の検討体制

検討委員会の検討日程終了後も、検討組織を構成し、トライアル実施を含め、円滑な部活動の地域移行について検討を続けていく。

3 令和5年度 of 取組み実施について

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、区では、学校での部活動において地域の人材を部活動支援員として活かすなど「学校部活動の地域連携」を当面進めながら、今後、地域の実情に合った部活動の充実に向けて、実施主体に想定される多様な地域資源との協働の可能性について、活動が継続的に維持できるよう、体制や運営等の検証を行っていく。

(1) 取組みの考え方

学校部活動の地域連携の強化を図るため、現行の部活動支援員よりもさらに幅広く活動できる部活動指導員への移行の可能性について検討し、役割の充実を目指す。また、学校の管理下において、学校と連携し、次に挙げる団体等との協働のもと、全体で4部活動程度を対象にトライアル事業を実施し、様々な実施主体による指導や運営における課題等の把握・整理を行う。

学校部活動の地域連携の強化

区ではこれまでマッチング事業や大学等への働きかけを通じて、部活動支援員の配置を行ってきた。活動の幅をさらに広げるため、学校との連携のもと、現行制度を評価し、大会引率等役割の拡充に向けた部活動支援員の部活動指導員(注)への移行の可能性の検討を行う。

- ・1部活動
- ・中学校、部活動支援員双方から検証に協力を得られる既存の部活動

(注)部活動指導員：学校職員として、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する者。(平成29年4月1日施行)

トライアル事業の実施内容

実施は、原則として、休日及び平日の部活動とする。

ア 総合型地域スポーツ・文化クラブにおける部活動の実施

中学校を拠点に活動するクラブにおいて、当該中学校の生徒を対象に運動部活動の指導を行う。保護者への連絡や指導計画作成等の調整業務について、教育委員会がサポートする。

- ・ 1部活動（運動部活動） 部員30人程度
- ・ 活動場所は、原則として学校の施設を想定

イ 世田谷区スポーツ振興財団における部活動の実施

（公財）世田谷区スポーツ振興財団において、実施する中学校との協議を踏まえ、複数の中学校の生徒を対象に合同部活動も視野に入れつつ運動部活動の指導を行う。保護者への連絡や指導計画作成等の調整業務について、教育委員会がサポートする。

- ・ 陸上部、庭球部等から2部活動、部員各30人程度
- ・ 活動場所は、原則として学校の施設とし、その他総合運動場等を利用することを想定。

ウ せたがや文化財団における部活動の実施

（公財）せたがや文化財団において、演劇部のない複数の中学校の生徒を対象に合同部活動（演劇部活動）を実施する。演劇発表会も行う。保護者への連絡や指導計画作成等の調整業務について、教育委員会がサポートする。

- ・ 1部活動（演劇部活動） 部員30人程度
- ・ 活動場所は、原則として学校の施設とし、その他区民施設等で実施することを想定。
- ・ 演劇部のない複数の中学校から募集し希望者が参加

（2）保険について

トライアル事業については、活動中の事故等に備え、区の負担で、損害保険に加入する。

（3）概算経費

【継続】

- ・ 報償費増額分 監督 7,814,000円増（時間単価 1,200円 1,500円）
その他 15,080,000円増（時間単価 1,000円 1,300円）

【新規】

・活動経費

合計 5,000,000円（ア～ウ）

内訳 ア 1,000,000円（委託料一式（講師謝礼、人件費、雑費等））

イ 2,000,000円（委託料一式（講師謝礼、雑費等））

ウ 2,000,000円（委託料一式。内訳は次のとおり）

発表会準備 1,000,000円：講師謝礼、PR、雑費等

発表会 1,000,000円：人件費、雑費等

- ・ 保険経費 152,000円（指導側傷害・賠償保険）

（4）民間事業者における部活動の実施検証

民間事業者における部活動については、様々な地域資源活用の補完として、今後のトライアル事業実施を検討する。

（5）その他

トライアル事業で実施する部活動については、対象となる生徒の影響を考慮し、トライアル事業期間終了後の部活動の継続についても、併せて検討していく。

中学校部活動の現状把握を行うため、教育委員会管理職が29校のヒアリングを担当し、地域移行の実施に向けたサポートを行う。

4 トライアル事業検証を踏まえた取組みについて

トライアル事業の実施に合わせ、令和5年度においても検討組織を構成し、実施事業者等と共に、生じる課題、対応策等を検証し、令和6年3月に報告書をまとめ、令和6年度以降、国、都の情報を注視しつつ、世田谷区にふさわしい部活動地域移行のあり方について、引き続き検討し、段階的な移行を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月～令和6年3月	トライアル事業実施
5月	文教常任委員会報告（検討委員会報告等について）
9月	トライアル事業中間検証
令和6年3月	トライアル事業検証（報告書）
令和6年度以降	トライアル事業検証等を踏まえた部活動地域移行のあり方検討及び段階的移行

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

参考資料

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

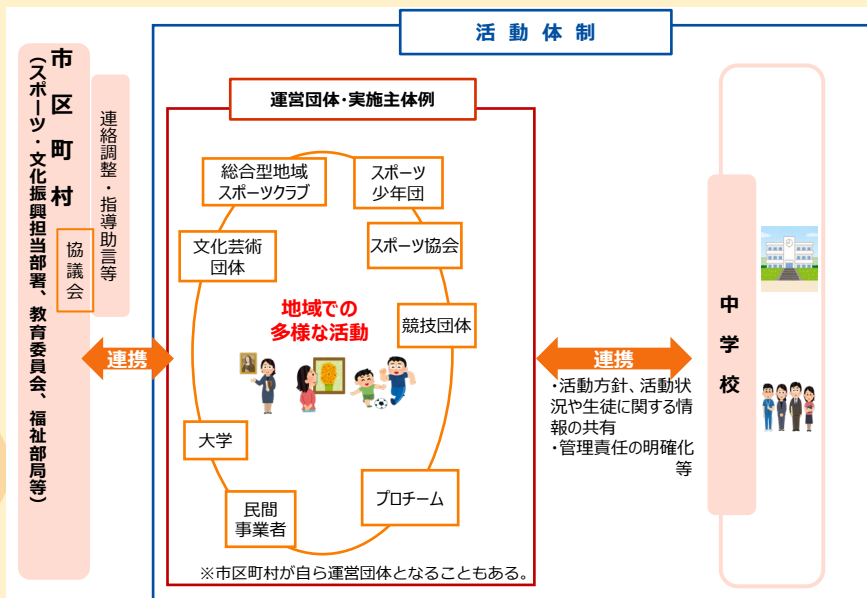
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

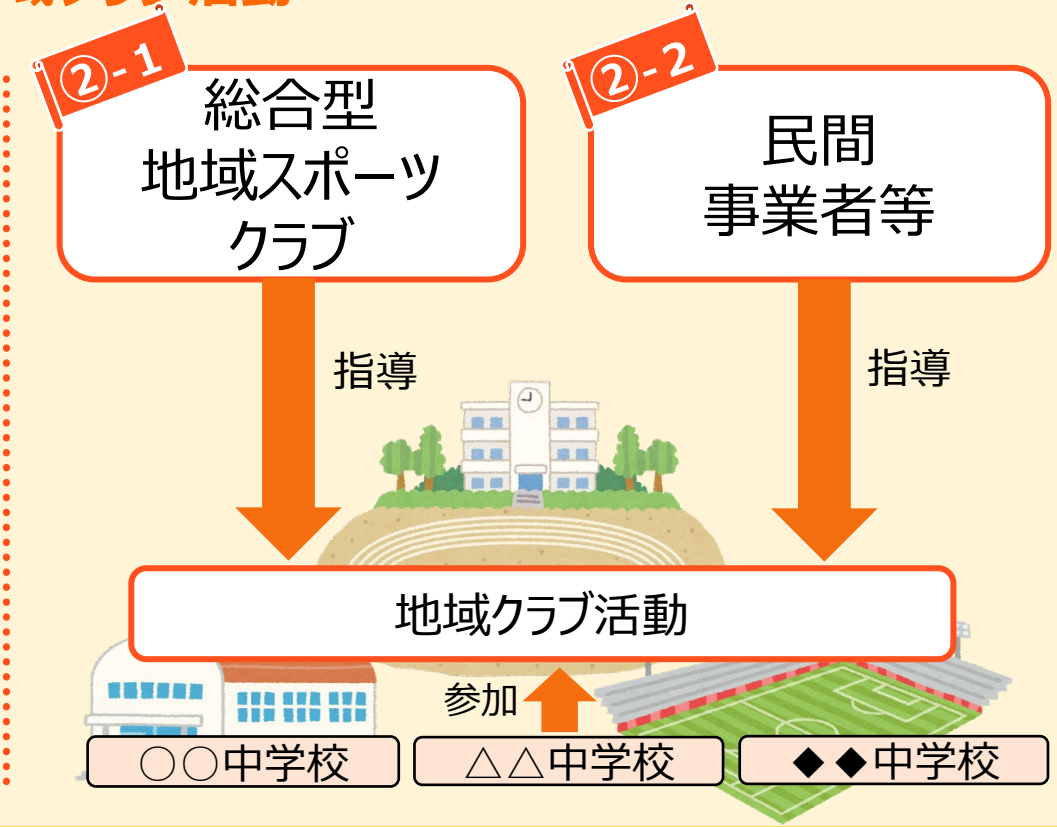
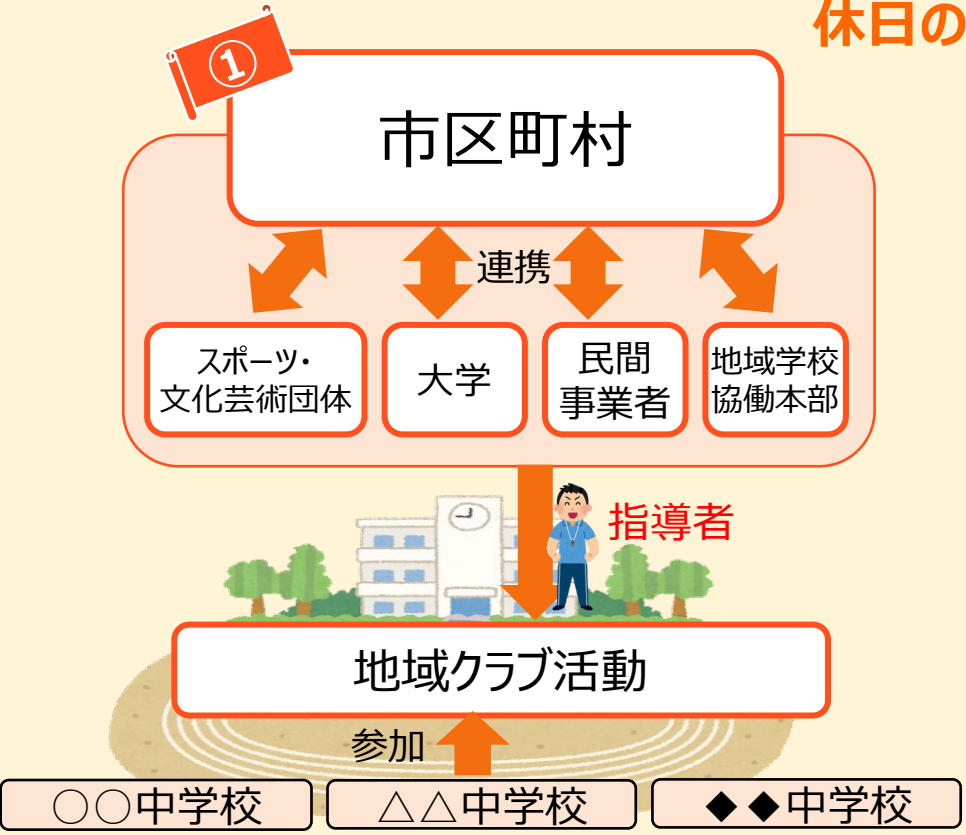
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔都道府県：
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の
開放〕

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知